

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2018年（平成30年）9月7日

福山市長 枝 廣 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ新涯店テナント棟

所在地 福山市新涯町三丁目92-2 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

建物北側・東側 157台

(変更後)

建物北側・東側 78台

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

(ア) A棟南東側 47㎡

(イ) B棟東側 23㎡

(ウ) C棟北西側 46㎡

(変更後)

(ア) A棟南東側 47㎡

(イ) B棟北東側 23㎡

(ウ) C棟北西側 46㎡

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

(ア) A棟南東側 1㎡

(イ) B棟東側 5㎡

(ウ) C棟北西側 17㎡

(変更後)

(ア) A棟南東側 1㎡

(イ) B棟北東側 5㎡

(ウ) C棟北西側 17㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入り口の数および位置

(変更前)

- (ア) 出入口 NO. 1 駐車場北西側
- (イ) 出入口 NO. 2 駐車場北側
- (ウ) 出入口 NO. 3 駐車場北東側
- (エ) 出入口 NO. 4 駐車場北東側
- (オ) 出入口 NO. 5 駐車場北東側
- (カ) 出入口 NO. 6 駐車場東側
- (キ) 出入口 NO. 7 駐車場東側
- (ク) 出入口 NO. 8 駐車場南側

(変更後)

- (ア) 出入口 NO. 1 駐車場北西側
- (イ) 出入口 NO. 2 駐車場北側
- (ウ) 出入口 NO. 3 駐車場北東側
- (エ) 出入口 NO. 4 駐車場北東側
- (オ) 出入口 NO. 5 駐車場北東側
- (カ) 出入口 NO. 6 駐車場東側
- (キ) 出入口 NO. 7 駐車場東側
- (ク) 出入口 NO. 8 駐車場南東側

3 変更する年月日

- (1) 別紙のとおり
- (2) 別紙のとおり

4 変更する理由

施設の配置及び運営方法の変更のため

5 届出年月日

2018年(平成30年)8月6日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課(市政情報室)

(2) 縦覧期間

2018年(平成30年)9月7日から2019年(平成31年)1月8日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2019年(平成31年)1月8日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課

(別紙)

変更事項		変更年月日	変更理由
施設の 配置	駐車場の位置及び収容台数	2019年(平成31年)1月4日	施設の配置及び運営方法の変更のため
	荷さばき施設の位置及び面積	2014年(平成26年)11月11日	
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	2014年(平成26年)11月11日	
施設の 運営方法	駐車場の自動車の出入り口の数及び位置	2019年(平成31年)1月4日	